

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により質問は順番をもって許可いたします。

◇ 佐 藤 徳 雄 議員

○田中敏雄 議長 9番佐藤徳雄議員に発言を許可いたします。
9番佐藤徳雄議員。

【9番（佐藤徳雄議員）登壇】

○9番（佐藤徳雄議員） おはようございます。ニューウェーブの佐藤徳雄です。

まず初めに、質問に入る前にまずもって今回の雄物川町横手地域における豪雨による冠水災害に心よりお見舞い申し上げるとともに、再発しないよう早急な対策を行政にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

また、平鹿町地域の大火災から6カ月、復興に向け着々と進行していることをご報告させていただくとともに、安心、安全な地域確立を目指した市行政の早急な防火水利施策決定に対し、心よりお礼申し上げます。

それでは、通告に従い質問したいと思います。

初めに、10番議員の近江議員からも言われましたとおり、国じゅうが関心を持っております国民年金に対し質問したいと思います。

先日、新聞に載っていました生活不安約70%、不安を持っているもの、少子高齢化社会に進む年金の不備問題等が影響しているのではないかとされており、それで驚いたのは、年齢が40代、50代の方が多く心配しているようです、それに対し質問を行います。

国民問題に対し市として市民サービスの面においても、市民生活課の対応になるかと思われませんが、積極的な状況提供、相談等に応じる体制をとられるかお考えをお聞きいたします。

2番目に入りまして、今度常任委員会等の組織替えもありますので、産業建設委員として今度また引き継ぐかどうかわかりませんので、お聞きしたいと思います。

土地の借り上げ等についてお聞きいたします。

市の有償土地借上代について伺いたしたいと思います。金額設定において、契約時の社会状況、その他、地域事情等いろいろ理由があったことと推察されるところですが、賃料についてばらつきが見られ、契約更新、単価見直しの時期を迎えるものと見られるものが多くあります。市として、それぞれの借り上

げ賃料の基準を設定すべき時期と思われま。これについては、事情等のしがらみ等、またそのときの農業等の状況もかなり影響が見られると思いますが、よろしくお願ひします。

3つ目に、ついせんだって開通いたしました奥羽山麓大規模農道についてお伺ひします。

みずほのロードとして全面開通になりましたが、通行の面においてかなり危険な箇所があるように思われま。トンネル内出入口、横断道、連結道路など、早期に確認し危険防止に対処していただきたいと思ひま。

4つ目です。雇用促進についてです。

誘致企業等の現況、また今後の見通しはどうなのか。また、ただいま行われていま集落営農に対し余剰労働力がかなり発生するのではないかと私なりに考えておひま。この余剰労働力の雇用の場の創設等をどのようにお考えか。

以上、4つの点についてお聞きいたします。壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お答え申し上げたいというふうにおひま。

まず、1点目の国民年金の市の対応についてのお尋ねがございました。年金記録の問題は、本当にいろいろな問題を投げかけておるわけでありますけれども、この問題がクローズアップされました本年6月に大曲社会保険事務所より年金記録問題への対応策の周知について依頼がありました。表題が、あなたの年金記録をもう1度チェックさせてください。このチラシを7月広報配布時に全戸配布いたしまして、同時に各地域局で国民年金保険料納付記録の照会申請書の取り次ぎを実施いたしておひま。これらに関する7月からの取り次ぎ件数は100件を超えている状況となっておりまして、また大曲社会保険事務所から国民年金納付記録の確認照会は現在86件となっておるところであります。ご承知のように、今月1日号の市報に年金記録の確認と年金に関する相談と題しまして、新たな年金記録の確認対策、さきの国会で成立した年金事項特例法の概要、また確かに年金を納付したが、年金記録や領収書などがない方々の申し立て期間として、年金記録第三者委員会が設置されたことなどをお知らせする特集記事を掲載し、周知を図ったところでありま。

現在、年金に関する相談業務等は、各地域局、市民生活課での取り扱いと大曲社会保険事務所が横手庁舎に開設しておひま年金相談所での対応となっておりますが、当面はこの体制で大曲社会保険事務所と連携して、年金記録問題の相談業務を行ってまいりたいと考えておひま。しかし、今後5,000万の基礎年金番号との名寄せ後に、平成20年6月からの未統合の可能性のある方を初め、年金受給者、現役加入者全員に年金加入履歴をお知らせする年金特別便が開始されることになっており、年金相談者の急増も予想されることから、大曲社会保険事務所と協議の上、対応してまいりたいと考えておるところであります。

なお、大曲社会保険事務所と協働で今月26日には山内公民館、大森コミュニティセンターを会場に、

そして27日は増田地域多目的研修センター、大雄地域福祉センターを会場に年金記録相談所の開設を予定しておるところであります。

2番目の土地の借り上げについてでございます。

市町村合併によりまして引き継がれた有償の土地借り上げについては、約560カ所、面積150万平方メートル、借上料9,300万円と把握いたしております。借上料の算定方法は、固定資産税評価額を基準にしているもの、路線価を基準にしているもの、米価を基準にしているものなど多岐にわたっておりるところであります。また、借り上げ期間も3年後に賃料を協議するものから40年契約、さらには自動的に契約が更新されるものまで多様となっております。合併前のそれぞれの市町村内であっても、統一した基準は設定されておらず、合併時には契約内容を統一することは困難であると判断され、現状の契約を新市に引き継ぐと調整されております。このため現在は、多種多様な契約内容に基づき賃料が支払われており、土地所有者の理解を得て賃料の算定基準や契約期間といった土地借り上げの契約内容を統一するには、長期の期間を要すると考えられます。さらに無償の土地借り上げも多く見られるため、賃料の算定基準を統一することによって、借上料の大幅な増額も予想されます。

こうした中で、契約の更新時期を迎えたものについては、土地借り上げの必要性を十分検討するとともに、賃料の算定基準の一本化や固定資産税評価額の評価替えをもとにした借り上げ期間設定等の基準づくりに着手し、土地所有者への条件提示に向けて検討してまいりたいと思います。

3番目の奥羽山麓大規模農道についてでございますが、去る8月30日に仙北市から横手市を結ぶ区間全線が開通いたしました。しかし、残念なことに開通10日目の9月8日に市内城南町の交差点で車両同士による衝突事故が起きてしまいました。事故原因については、現在、横手警察署で調査中でありますが、いずれにいたしましても、新設した道路において事故が発生してしまったことをまことに残念に思っているところであります。当農道の安全対策につきましては、城南町の町内の中ほどを交差することや3カ所のトンネルなどがあるため、数年前から地元の皆様と工事の発注主体であります平鹿地域振興局、それに横手警察署と現地において立ち会いなどを行いながら検討を重ねてまいり、交差点への信号機、案内標識、トンネル内の安全施設や警告板などを設置し、安全対策を講じてきたところであります。しかしながら、今回の事故発生場所は、旧来からある市道と新設した農道が十字路に交差するところであり、この交差点が農道側のトンネル出口に近過ぎる位置にあるなどの理由により、信号機の設置に至らなかったものであります。この交差点の事故再発防止のため、平鹿地域振興局や横手警察署へ善処方をお願いしてまいりたいと思います。

このほかにも農道沿線の地域住民の安全を重視した日常の道路管理や冬期間の除雪、風対策、凍結対策に万全を期すと同時に、道路利用者の意見も伺いながら、警察など関係機関と連携を図り安全対策を講じてまいりたいと思います。

4番目の雇用促進についてでございます。

企業誘致の活動につきましては、県の誘致企業室とともに情報交換などを行いながら、県の工業団地

への誘致活動を実施しているところであります。昨年よりはさまざまな企業の名前が上がっております。現状では誘致に結びついておらないところでありますが、引き続き県とともに誘致に努力してまいりたいと思います。

一方、市の工業団地については、今年度2社の企業進出届けがなされており、1社は建築準備に入っております。ほかにも増築を検討している企業もあるようでありまして、企業の設備投資への意欲は向上していると感じております。

あわせて雇用の促進であります。市内製造業の一層の活性化を図るため、自動車関連産業の育成を目的とした横手市自動車産業研究会を平成18年度に立ち上げ、昨年は職場の改善により効率的な環境について学習会を実施し、今年度は東北6県で組織する東北自動車産業集積連携会議とともに、栃木県と愛知県で開催された商談会に5社が参加し、大手自動車会社の商談獲得を目指しております。また、製造業における後継者育成を目的に市内の小中学生や高校生を対象に職場体験なども実施しているところであります。さらに、横手市では製造業の支援のため2,000万円を超える設備投資をし、新設で新規雇用者が5人以上、増設で新規雇用者が3人以上の場合、横手市の優遇制度が該当する1年以上の新規常用雇用者に対し、奨励金を交付いたしております。平成18年度中に横手市企業振興条例の指定を受けた企業は10社あり、雇用奨励金対象者は169人となっております。

また、雇用創出協議会では、地域の雇用拡大を図るため、経営戦略やものづくり分野での人材育成や研修を開催して、276名の雇用につながっておるところであります。今後も引き続き誘致活動を実施するとともに、既存の製造業の支援をし雇用の拡大を図りたいと考えているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 9番佐藤徳雄議員。

○9番（佐藤徳雄議員） ありがとうございます。国民年金制度については、そのとおりでと思います。それぐらいしかできないんじゃないかと思いますが、市区町村の窓口に対する不正が叫ばれております。3億4,000万円だとか、全国でそういう不正が行われ、横領というか行われておりますが、我が市ではなかったと信じたいと思いますが、いかがですか。

それとよく言われるのですが、調べてもわからない、どうなんだということも聞こえてきますが、多分その人の記憶、どっちが正しい、やっぱり資料に関しては、役所の方ではきちっとお持ちでしょうか、その辺いかがでしょう。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 今、全国でいろいろ年金問題について社会保険庁の不正が言われておりますけれども、横手市の場合は断じてそういうことはございませんので、これだけは明言しておきたいというふうに思います。

それから、年金にかかわる資料につきましては、社会保険庁の方にほとんど移管になっております。法定施策事務ということで移管になっておりますので、ただ今回の場合のいろいろ社会保険事務所から

の問い合わせ等につきましては、現在、私どもが持っている資料の中で答えられるものは適切に答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 9番佐藤徳雄議員。

○9番（佐藤徳雄議員） 国民年金に対しては、そのようなことしかお答えが来ないと思って2番目に入ります。

土地借り上げについてですが、これは恒久的に建物が建っているところがあります。買い上げるというお考えはございませんでしょうか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 土地については、先ほど市長が申されましたとおり、多種多様な形態で契約しております。期間も金額も設定も含めて多種多様でございます。それで、今の市の財政の力では早急にその土地を買い求めるというのは、なかなか困難な状態ではないかと思っております。その借り上げておる土地ばかりでなく、土地開発公社への土地の買い上げもまだまだままならない状態でございますので、もうちょっと体力がついた段階でその土地の買い上げ等についても検討してまいりたいと、そのように思っております。

○田中敏雄 議長 9番議員、再質問はまとめて質問してみてください。

9番佐藤徳雄議員。

○9番（佐藤徳雄議員） 3番の奥羽山麓大規模農道についてです。2度ほど通りました。やっぱり危険箇所がそれなりに多く、多分早いうちに事故がおきるのではないかと感じておりました。みずほのロードをつなぐアップルロード平鹿地域局であります。馬鞍のトンネル内の事故、死亡事故が二、三起きておることはご存じのとおりだと思います。冬に起きておりますので、除雪等が大変難儀になると思いますが、対策としてどのようにとらえるのか、トンネル内の温度と外の温度がかなり差がありますので、今、平鹿地域振興局に相談云々とありましたが、やっぱり経験が大事だと思いますので、その辺は建設の方にお伺ひしたいと思います。

人の通路としてはお考えになっているのか、歩道が余りついてなかったもので、近くの清陵学園ではうちの娘が行ってますが、登下校の自転車走行は差し控えるようにという通達が出ているようですが、歩行者、自転車に対するお考えをお伺ひいたします。

4番目の雇用促進についてお伺ひします。

いただきました、私もそうですが、農村経済、農家経済に頼っている商工業者にとって、農家の経済力、収入がないということは死活問題です。これに対して集落営農云々とあります。約73組織に参加されている方が1,573名、約1組織当たり構成22名、これは企業化、法人化を目指すという内容だそうですが、1グループに5人いれば営農が成り立つような組織でなければ、収支が合わないような計算になるようですので、その場合の余剰人数が約1,100の人数が余るような計算になります。やっぱり農業外収入を得たいとしている人たちがほとんどです。これからどうして生活できるんだと、まだピンと来な

い人もいると思いますが、計算上はそうなりますので、その辺のお考えは、よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 除雪の件であります、既にアップロードには2カ所のトンネルがございます。また、今度新たに3カ所のトンネルが設置されまして、それについての除雪というわけですが、まだ除雪するまでには若干時間もありますし、その過去の2つのトンネルの除雪につきましても経験が幾らかございますので、それらを踏まえて既に検討には入っておりますけれども、どういう除雪のあり方あるいはトンネルの中と入り口等々、どういう除雪をすれば一番ベストなのかということをもうちょっと研究、検討しながら、できるだけ安全な道路の確保に努めていきたいと思っております。具体的なことについては、現在まだ申し上げられませんが、いずれ安全に配慮した除雪に取り組んでまいりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 集落営農に伴う余剰労力の活用はどうあるかというご質問でございました。現在、農家はかなり高齢化が進んでおります。1集落営農で5人程度あれば賄えるのではないかというお話しでしたが、日常の管理を実施していくためには、少数の人数では到底足りないと思っております。やはり草刈りからいろいろな作業があるわけございまして、その営農集団の方で何と言いますか、高齢の方々、そういう日常管理に従事してもらい、もちろん賃金を払ってのことですけれども、それからしますと集落営農を推進しましても、そう大きな余剰人員は余り出ないのではないかと考えられております。

また、やはり農家が経済力がよくなれば地元の商工もよくなる。まさにそのとおりでと思っております。我々もそういう観点から何としてもこの農業振興に意を尽くしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 建設部長の答弁漏れがありますので、自転車通行に対する安全策について答弁を求めます。

建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 失礼いたしました。歩道の関係でございました。これにつきましては、新旭川橋方面からのT字路に横断歩道の設置を要望しておりましたが、公安委員会の判断で設置には現在至っておりませんが、この件につきましては、引き続き設置要望をしてまいりたいというふうに考えていますのでよろしくどうかお願いします。

以上です。

○田中敏雄 議長 9番佐藤徳雄議員。

○9番(佐藤徳雄議員) 減反は、3割は続くのですね、集落営農でも減反3割は続くのですね、確認したいのです。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 生産調整ですけれども、これから先、日本の人口がますます減少していきます。加えて1人当たりの消費量も昭和38年が118キロ、それが平成17年には61キロ約半分になっています。そういうことからしますと、生産調整はこれからも続くものと予想されます。現在、新たな米政策、今年度から第2ステージというようになっております。平成19年度から21年度まで、これが第2ステージということで、これが従来の生産調整のやり方から変わってきております。そして平成22年度からは、本来あるべき米づくりの姿ということで、生産者あるいは生産団体がみずから受給調整を行う、そういうシステムに移行になっております。それら勘案しますと、米の生産調整は、この先もずっと継続されるものと考えております。そのためにもどうするかということになりますと、やはり実効のある転作、捨てづくりではなくて収益の上がる転作、これを奨励していく必要があります。そのためには、転作も個々ではなくてバラ転ではなくて団地化、これが大変必要な要素となってきます。そのためにも集落営農を皆さんの理解と協力を得ながら進めていかなければならない、このように考えているところでありますのでよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 9番佐藤徳雄議員。

○9番(佐藤徳雄議員) 確かにそのとおりだと思います。ただ、やっぱりプロ意識を持った、企業意識を持ったプロ集団をつくらなければ収入は得られないのではないかと思います。平鹿地域の十五野のシイタケ団地、あのようなプロ企業意識を持ったものが多くできますように援助をお願いします。

最後になります。減反を利用した地域ブランド地産地消地食への考えをお聞きし、終わりたいと思います。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 地産地消は大分前から言われてきているわけですが、やはり人間の健康にとっても身近なものを食する、これが一番大切ではないかと思っております。食育の関係もあろうかと思っておりますけれども、やはり直売所あるいは道の駅等々を通じて、より地産地消を推し進めていきたい。また、学校給食に際してもできるだけ地場産のものを活用していただくようお願いしながら地産地消を推し進めていきたい、このように考えております。

よろしくお願い申し上げます。

【発言する者あり】

○阿部充 産業経済部長 ブランドですけれども、ブランドと言っても多種多様であります。信頼性あるいは品質のよさ等々ありますけれども、8市町村合併しまして、それぞれの地域にはそれぞれのよさがあります。ブランドは農産物に限ったものではありませんけれども、現在、マーケティング推進課を中心に各地域のそういう特徴ある農産物を掘り起こしまして、県内外の方に入れ込んでいくということで現在作業を進めております。その1つとして、シシリアンルージュというトマトをことし初めて大雄の実験農場を通じて試験栽培しているわけですが、今のところ県内外のレストラン等に呼び

込みをかけているところですけども、熱処理して食するというので普通のトマトと違うわけなのでですけども、今のところ結構、好評をいただいているという報告をいただいております。

そういう観点からしまして、1地域1品というわけではありませんけれども、それぞれの地域で持っているそういう農産物というものを、より掘り起こしながら進めてまいりたい、このように考えております。そして、将来的には何品か横手のブランドとして全国に発信できればいいのかという感じでおります。

以上です。

◇ 齋藤光司議員

○田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

○16番（齋藤光司議員） 会派あさひの齋藤光司であります。今回は、よりよい横手の介護を目指して、そういうテーマのもと3点を通告しております。

1点目、特養待機者をいかにして救済していくかというテーマのもと質問させていただきます。

今、私は毎日町内を2回回ることがなりわいであります。仕事柄、おばあちゃんたちと話すことがたくさんあります。その中で、1人のおばあちゃんがぼそっとこう言いました。またきょうもまなぐあいてしまった。何言っているんだよ、ばあちゃん。私の問いに、うんあのよ、あしたの朝までころっと死ぬるように毎日願をかけて休むのだけれども、またきょうもまなぐあいてしまった。まだまだ足腰の丈夫なおばあちゃんですが、理由を尋ねると、もしもおれが倒れたり寝たきりになってしまったら、おら家はどうなるべ、孫はまだ高校生だ、母さんがおれのところを見て会社をやめることになったら大変だ。そういう将来の生活不安と心配からであります。横手に生まれ、また縁あってこの地で暮らして何十年、横手市民として人生最期の願いがころっと死ぬことだ。これは、余りにもわびしいし寂しいことだと思います。そのときに、心配ない、そういうときのための経費があるべき、ここまで声が出かかったのでありますが、現在の特養の入所待ちの状況がわかっているのに、空声だけの励まししかできませんでした。

介護保険制度が導入されてから7年、昔は息子、娘が人生、特に老後においては生きるという中で最大最期のよりどころの保険でありましたが、介護保険制度が導入されて7年たった今、息子、娘に頼るよりも介護保険施設に頼りたいというのが、一般市民の偽らざる価値観だと思います。

【「そのとおりだ」と呼ぶ者あり】

○16番（齋藤光司議員） ありがとうございます。そのような中で、市民の老後の安心の要である特養施設は、今本当に市民の信頼に足るのか、また人生最期の生活の安心を保障できるのか。そして、介護保険の基本理念である高齢者の尊厳の保持と自立支援というものを満足のいく方向の中で、いつでもだ

れでも市民の必要なときに必要なサービスが受けられる仕組みになっているのか、そういう検証をしながら質問をしていきたいと思います。

1つ目、平成19年5月末の時点で、在宅の特養入所待機者が220名いらっしゃいます。今でさえも大変なときに、これからの当市の高齢化率が年々増加、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の増加、そういう中で将来的な特養待機者の数というものをどう予測していくのか。また、先ほども触れた介護保険施設に依存したいという市民ニーズの高まりの部分の部分を数字的にはどうとらえているのか。そして、その対応策をどうとられていくのか、まずは伺いたします。

2つ目、今、横手市では588床の特養ホームのベッド数があります。そのうち公設が454床、民設が134床であります。昨年度50床の増設で8億円かかっております。今、公設公営の5つの施設の中で4つの施設を指定管理者制に移行していきたい、市としての方針を示されました。こういう種々の背景、条件を踏まえて、公設による特養の増床は可能なかどうか、その見通しとお考えを伺います。

3つ目、公設による増床が無理なときに、介護サービスを落とさないためには不足分はどうしても民間に頼らざるを得ないと思います。そのために市として今何が必要で、どういう支援ができるかを見きわめ提示をして、許認可の壁を下げた推進をしていく体制をいち早く築くべきだ、私はそう思いますが、市としての考え方と進め方をお伺いいたします。

4つ目、今2,998円の介護保険料が施設の数で足りて希望者がすべて特養に入れる、こういう状況になったときに、介護保険料はどれくらいになるのだろう、払える金額なのだろうか、どれくらいになると推計をしているか、まずは伺います。また、将来推計として当市ではどれくらいまで上昇していくのかの数字もお示しをいただきたいと思います。

大きな2つ目、在宅介護を進めるためにというテーマで質問させていただきます。

自殺率、有効求人倍率等々、種々の経済指標は、全国的にもワーストのトップクラス、我が秋田県も、しかしながら持ち家比率と2世代、3世代との同居比率は全国でトップだと言います。このことは所得の低さから生活の知恵とも言える親と子あるいは親と子、孫がそれなりに助け合って生きてきた、またそうしなければ生きてこられなかったものとも言えます。しかしながら、そのことが人間本来に親の老後は子供が見る、その思い、そのことがあるからこそ、人間が人間なのだとの思いがある私にとっては、経済的側面だけではなく在宅介護の拡充を進めていきたいと心から思っております。また、同時に家族介護者の負担を少しでも軽減をしてやりたい、そういう思いの中で次の4点を質問していきたいと思えます。

1つ目、せっかくの市の施策が健常者であるうちは、市民自体が興味を示さないこともあると思うが、十分な理解を得られていない状況にあると思います。健常者のうちからの施策の理解が、在宅介護を進めるまずは第一歩と私は考えます。そのために現在、我が市で行われている施策と中身をわかりやすくお尋ねいたします。

2つ目、介護用品支給事業の7万5,000円は、1日当たりになると205円であります。それで、おむつ

を買うとすると1日に2回強しか取り替えられない計算になります。ある特養では、時間を決めて1日6回の交換をしているそうでありますが、資格の中で7万5,000円という数字をどのように考えていらっしゃるか、お考えを伺います。

また、現在、要介護3以上の市民の方々が1,600人強いる中で、支給対象を市民税非課税世帯に属する形という網をかぶせることで400人に抑えております。親を配偶者を在宅で見るという方向性を示し進めようとするならば、その網の撤廃をし1,600人全員に支給をするというのが、家族介護を進めていく近道であるし、特養1床増設に1,600万円かかる中、1,200人分、もしも7万5,000円ずつ支援することによる負担増9,000万円は、今の市の財政からは大変だとは思いますが、施策としては高過ぎることにはならないのではないかと、そう私は思っております。このことに関しての市長の見解をお伺いいたします。

3つ目、介護の質を語る時にケアマネジャーの質そのものが、その地域また施設の質とイコールであるというくらい介護保険制度の中で占めるケアマネジャーの働きのウェイトが高いと思います。今、当市では各施設においてのケアマネジャー、職員の資質の向上にどのような指導がなされているのか。また、このことに関しての市としてのかかわり合いはどうなっているのかお伺いいたします。

4つ目、コムスンという会社がありましたが、経営者の失敗の中、他社に事業譲渡という形で今、騒動の幕引きがなされようとしております。一見すると、何とも見にくい会社のように見えますが、仕事の内容だけを見ていると、当市での介護サービスにない24時間の訪問介護、その中で夜中の2時のおむつ替えなどをやってくれていた利用者には、非常に使い勝手のいい会社だったという報道もありました。我が地区には、多くの事業者がおります。しかし、市民にはその事業者独自の特色、特徴が見えていないと思います。事業者への許認可権を持つ当市として、現在、介護サービスの競争原理は働いているのかどうか、また現実に利用者が各事業者のサービスの検討をして、事業所の選択をできるような状況にあるのかどうか、サービスの向上、介護の質という点で市の考え方を伺いいたします。

大きな3つ目、特養の指定管理者制度の移行について伺いいたします。

歴史をひもとけば、特養は各地区の福祉施策の大きな柱として介護保険導入前から位置づけられてきました。だからこそ一般会計からの繰り入れも当然のように行われてきたし、各地区の福祉施策への力の入れ方、バロメーターと言っても過言ではなかった。特に旧町村時代は、各町村に特養が1カ所ずつあったことも幸いして、おらがまちのおらが施設、そういう思いが強かったように思います。それが今、介護サービス事業による料金収入で費用のすべてを賄うという指定管理者制度の導入が図られようとしております。このことを踏まえて、以下3点の質問をさせていただきます。

1つ目、なぜ今、合併してからまだ2年しかたっていないこの時期に、各地区の長い歴史と信用の積み重ねられた4つの施設を指定管理者制度に移行しなければならないのかどうか。十文字、雄物川、山内、増田の地域民が、十分に納得のいく説明をお願いします。

2つ目、1つの施設の売り上げ経費とも億単位の施設であります。指定管理者への選定は、慎重の上

にも慎重を期して行わなければならないと思います。選考基準の明確化を含め利益供与を疑われないだけの市としての歯どめをどう考え、そしてそれをどう実行していくのか、お伺いいたします。

3つ目、今、市では139名の特養の正職員がいます。その正職員を指定管理業者にお金をつけて派遣をする形態、そういう中で本当に3年で指定管理料をゼロにするという計画の達成ができるのかどうか、私はまだ理解できておりませんので、いま一度詳しくお伺いをいたしたいと思います。

壇上より、よりよい横手の介護を目指して、大きく3点、11項目質問をさせていただきました。言葉の足りないところはよろしく配慮をしていただき、前向きな答弁を期待して質問を終わりたいと思います。ご清聴まことにありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございましたので、答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、特養待機者をいかにして救済していくかということで4点お尋ねがございました。前段でございますけれども、現在、横手市にございます特別養護老人ホームは11カ所で総定員は588床でございます。平成18年度中の入所状況では100名の方が新たに入所され、入所者の入れ替わった率は19.5%でございます。現在の588床で推計いたしますと、今後は1年間で114床の入れ替わりというものが予想されるところでございます。現在の特養入所待機者数のうち要介護度4と5の方の人数は約108名でありますので、今後1年間で同等数の入所が見込まれているところであります。

お尋ねのまず1番でございますが、将来推計とその対策でございます。現在の第3期介護保険事業計画の作成時において、平成26年度までにおける人口推計を行っておりまして、全人口は年々減少していく傾向にありますが、65歳以上人口は年々増加していく傾向にあります。しかし、その後は全高齢者人口も減少に転じると予想されており、これまでと同様な施設の整備は将来に過度の負担となる恐れがあり、今後作成する第4期介護保険事業計画以降、その都度必要最小限の整備としながら、他の目的にも転換が可能な小規模で地域に密着した施設整備を目指すべきものと考えております。

2点目でございますが、施設の公設による見通しであります。介護保険は市民の皆様にはある一定の定着化が見られるわけではあります。保険料を負担する年齢構成や介護報酬など公の整備、改正など、まだまだ不確定な部分も数多くあります。今後、第4期介護保険事業計画の策定に向けどのような施設、サービスの整備が必要であるか、そのニーズをアンケートなどを実施しながら検討を進めてまいります。現在のところ公設による増床は考えておらないところであります。

3つ目の民間パワーの導入についてのお尋ねでございますが、介護サービスの提供につきましては、介護保険法による各種の認可基準が定められており、保険者として独自に高い壁を設定しているものではございません。今後のサービス基盤整備についても、民間活力の導入はもとより市内の各種法人などの協力を得ながら介護保険サービスのよりよい展開を目指し、第4期においてはより市民ニーズを反映させ、サービスの質のより一層の向上が必要というふうに考えているところであります。

4番目の待機者ゼロという想定でのお尋ねがございました。平成19年4月時点での待機者名簿により、在宅の待機者数は要介護1ないし5であります。約220名に上ります。現在の介護給付を基礎として新たに220床分の施設を整備した場合は、保険料が1人当たり年額4,452円の増額となるように計算したところであります。ちなみに建設費用は、小規模特養において1施設当たり5億円程度と見込まれておりまして、仮に7つの施設を建設すると総額では35億円を上回るものと推計しているところでございます。

2つ目の在宅介護を進めるためのお尋ねでございます、4点でございます。今行われている市としての施策の中身についてのお尋ねでございますが、市では介護保険サービスのほかに在宅介護を進めるために市単独事業としてさまざまなサービスを行っております。代表的なサービスとしては、介護用品支給券支給事業がございまして、対象者は要介護3から5と認定された高齢者などでありまして、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族としております。事業の内容は、紙おむつ、尿取りパットなどを購入する際に利用できる介護用品支給券を年間最大7万5,000円分支給することにより、介護者の経済的負担の軽減を図っておるところであります。

次に、移送サービス事業がありまして、対象者は寝たきりの高齢者などで一般の交通機関を利用することが困難な方としております。事業の内容は、医療機関への通院または入退院の際などに専用の車両により送迎を無料で行っております。

次に、理美容訪問サービス事業がございまして、対象者は寝たきりの高齢者などで理美容院に出向くことが困難な方としております。事業の内容は、利用者が希望する日時にご自宅を訪問し、理美容サービスを行う際の出張料を年間4回分まで助成しております。このほかにも介護者の日ごろの介護疲れをいやしていただくための家族介護者交流事業、また介護の知識や技術を習得していただくための家族介護教室事業などを行っております。いずれの事業も介護保険サービスとうまく組み合わせることによって、在宅介護の向上が図られるものと考えております。

2つ目に、今ほども申し上げました介護用品支給券支給事業についてでございます。ご指摘のように市民税非課税世帯に属する方であることが、その支給要件となっております。現在は、市の単独事業として実施しておりますが、支給限度額については合併協議会の分科会において事業のすり合わせを行い、廃止前の国庫補助金の限度額を横手市の支給限度額としてまいりました。平成18年度の事業実績は、支給者数で276人、支給額1,471万1,000円となっております。家族介護の経済的負担軽減の支援策として一定の事業効果は発揮されていると考えております。所得制限につきましては、毎日使用している介護用品購入の負担が困難と考えられる市民税非課税世帯に属する方をこの事業の対象ととらえております。これは、社会全体で支え合っていくという介護保険の趣旨を踏まえ、市の単独在宅介護事業にも低所得者への経済的支援策として実施しているものです。家族介護者を支援する重要な事業と位置づけておりますが、所得制限の緩和など事業の拡大については大幅な財政負担を伴うことなどから、現在、担当職員のチームを立ち上げ慎重に検討しているところでございます。

この項の③ケアマネあるいは職員の資質向上についてのお尋ねがございました。県の権限移譲で、昨年から市が実施している介護保険施設実地指導を通じた各施設職員の研修の取り組み状況ではありますが、全国老人福祉施設協議会や秋田県福祉保険研修センターが実施する職場外研修への参加や職場内において利用者や家族を対象としたアンケートの取り組みの検証、感染症や事故防止などにかかわる勉強会など、さまざまな職場内研修に取り組んでいる状況であります。今後も実地指導を進める中で、職員の資質向上に向けた取り組みについて確認し、なお一層の充実を図っていくよう指導してまいります。

また、市独自の取り組みとしては、昨年の介護保険制度改正に伴い、新たに設置した地域包括支援センターが、関係機関や関係職種間のネットワーク構築と資質向上を目的に、研修や意見、情報交換の会を計画いたしております。5月には、横手市内のすべての介護保険事業所の担当職員を対象に研修会を開催いたしました。また、ケアマネジャーを対象とした研修や意見交換は定期的に行っているところであります。さらに、今月8日には在宅介護支援センター連絡協議会が主催した横手市の医療、保健、福祉、介護の連携に向けた研修会を支援したところであります。

この項の4つ目ではありますが、各施設のサービスの競争原理についてのお尋ねがございました。各施設の運営が措置制度から介護保険制度による運営に移行してからは、利用者に選んでもらえる施設づくりということが課題となっております。介護保険制度がスタートして8年目となりましたが、制度の定着とともに利用者や家族から苦情や要望を出しやすい環境になってきており、よい意味での施設の刺激となってサービスの競争が働いているものと認識いたしております。

また、介護保険事業所を対象として介護相談員派遣事業を実施しておりますが、利用者や家族の苦情や要望の橋渡し役となって役割を果たしてまいりたいと思います。相談の内容については、施設同士で共有してサービスの質の向上に活用していただきたいと考えております。

大きな3番目、特養の指定管理者制度移行についてであります。3点お尋ねがございましたが、まず1点目でございます。各施設が措置制度のもと高齢者介護の地域拠点として大きな役割を担ってきたわけではありますが、平成12年の介護保険制度導入によりまして、措置の時代の介護サービスに加えてより一層質の高いサービスの提供及び介護報酬の中での施設運営などが求められることになりました。そうした背景の中で、横手市では平成17年の行財政改革集中プランに指定管理者制度の活用を掲げ、これまで検討を重ねてまいりました。民間法人は、行政に比較して柔軟性や軌道力の点で優位性があり、多様化するニーズへ迅速かつ効果的な対応が求められる中で、民間法人の能力の活用が期待できます。

ご存じのように、当市では特別養護老人ホームすこやか大雄、平寿苑の2施設について、2つの社会福祉法人で管理運営を行っております。これらの施設では、入所者の重度化にも十分対応可能でありますし、法人ならではの特徴的な取り組みとして、施設内における介護グループごとに一定の予算を配分し、それぞれでアイデアを出し合い、グループ単位で独自のサービス展開ができていること、また従来型の施設構造の中で職員の工夫によって、個別ケアに近い形で療養やケアが実践されている例などもあります。制度導入の一番の目的は、利用者ニーズに対してきめ細かに柔軟に、そして迅速に対応できる

体制づくりを目指すところにあります。

2つ目でございます。施設の運営費が億単位の施設であると、これについてどのように考えるかというところでございますが、指定管理の選定につきましては、公募の手続を経て選考後、市議会の議決を求めることとなります。あわせて指定管理料の算定につきましても、その根拠について市の政策会議で検討した後、市議会に対して債務負担行為の議決を求めることとなり、情報はつまびらかにして透明性を図りたいと考えております。

③であります。経費の削減についてのお尋ねでございました。各施設の運営経費という点から考えますと、指定管理へ移行後、段階的に市正職員と法人職員が入れ替わることにより、経費が削減され、介護保険制度の枠内での運営が可能になるものと考えます。また、市の会計という点からは、指定管理機関で職員の退職とそれに対する補充が行われないことにより、経費支出の削減が行われることとなります。

以上であります。

○田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

○16番（齋藤光司議員） きょうの市長の答弁の中で、非常に心強く、これ市長の答弁どおりだとすれば、ということは私が心配していたのは、今人数が特養待機者が何人いるんだという話の中で、各施設は入っている人から何からいっぱい合わせると600という数字が出てみたり、ここにもあるけれども280という数字、それから176という数字が出てくるわけでありまして。こういう数字は、これは調べようによって何ぼも出てくるのだけれども、在宅の要介護度4と5に関しては、申し込んだ後、1年たてば必ず入れる、私はこう答弁をもらった。今ここで市長の答弁の中に在宅の要介護度4から5の人は、施設に申し込んで1年たつと必ず特養に入れる。この認識でいいですか、そこを確認すれば、もう何も聞かなくてもいいです、大したもんだなとおれは言います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 数値につきましては、過去の質問に対しましても680名ほどの数値を申し上げました。いろいろ何と言いますか、1人の方が複数の施設に申し込んでおった、あるいは要するに特別養護老人ホームではなくてグループホームあるいは老人保健施設等をご利用になっている方もございまして、それらを名簿を突き合わせまして、4月の時点で220名というふうに申し上げました。さらに、4月の時点で雄水苑30床、白寿園20床の増床、そしてまた6月21日には平鹿地域に平鹿福祉会によりますあやめ苑の24床と短期の14床という施設が開所されました。そういった状況の中で、現在、待機されている方が176名だというふうに申し上げたところでございます。

なお、先ほどのご質問の点ですけれども、昨年あるいは一昨年の施設の状況の入れ替わりと言いますか、入所者がどのような状況で変化しているのかという状況を調べた中での数値でございます。したがって、必ずと言われますと必ずと言いついていいのかわかりませんが、そういった現実的に横手市が運営しております11施設の中での動きでございますので、そういった動きが今後も続く

とすれば、私どもとしては、少なく見積もっても100人前後の入れ替わりは1年間であるだろうというふうを考えてございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

○16番（齋藤光司議員） では質問を変えます。

今、市民の中で特養に申し込みをしたけれども入れない。一番長い人で何ぼ、どういう把握をしておりますか、各施設の中で。それが施設任せで、その所長のところまで伝わっていないのですか。もしもわかったら、その部分を教えていただきたい。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 今ここで一番長い人がどうなのかということについては、長い人は多分数年になるだろうというふうに思います。というのは、現在抱えておりますのは、先ほども申し上げましたけれども、今直ちに入所しなければならない方だけが申し込んでいるという状況ではございません。先ほど議員の一般質問の中にもございましたけれども、将来、私が自分の家族構成の中で考えた場合に、どうなるんだろうかという不安感の中で、例えば要介護度1あるいは2というふうに現実的に、自分である程度日常生活を営める方についても申し込みをされておりますので、そういった点で考えますと、長い方は確かにございますが、厚生労働省もより介護度の重い方あるいは介護をされる生活、家庭環境が整っておらない方から入所させるようにというふうな指導方針も出してございまして、市の施設におきましても、たくさんの重度の方が入所されているという実態でございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

○16番（齋藤光司議員） だからさっき言ったとおり、1年待てば必ず入れるような状況ではないということでしょう。だから、今、市民が一番心配しているのは、おれがもしも倒れたときに本当に入れてくれるのか。だから、市長の答弁のとおり在宅で、さっき言ったのは所長は違いますよ、所長が頑張っているのはわかっている、おれ。わかっている話だけれども、ただ在宅において介護度が4と5、これは軽くないです。4と5、その人にとっては100人なら100人の中で1年あるいは1年2カ月のうちに必ず入れるんだ、入れるんだ、そこを指導して明確に打ち出せることができるならば、この不安というものが半減する、私はそう思うのであります。その一因をどこから来ているかということにいろいろ考えたわけでありまして。それは何か、今の6月議会の答弁でありました。この入れる、入れないの最終的な決定権というのは施設長にある。それぞれの施設の入所判定委員会にかけて決定される。各施設が市のものなのだけれども、市としての方針が明確に打ち出していない。

だから、それにのっとった統一のルールがないために各施設、簡単に言えばこの間の、今特養の入所者状況があります。そういう中で588ベッドのうちに横手が166、平鹿が73、十文字が62、雄物川が73、増田が43、大雄が31、大森が71、山内が39であります。これが町としての人口という規模、老人人口か

らさまざまあるけれども、ではそれに比率として整合しているかと言ったら、私は違うと思うんです。なぜかと言うと、今までの方針もあったとおりに、例えば十文字の憩寿園はベッド数54のうちに障害の人も入っているから十文字が34人、65%入れているんです。それから白寿園が59.46%入れている。それから雄水苑は雄物川の人たちだけで68%入れている。鶴寿苑は74%も入れている、地区の人をです。いや、それはそれで施策としていいんだけど、では自分の地区の人が7割なら7割の線でやろうやというやっぱり形でないか、市の施設としては公平性が保たれないのではないか、まず一例を挙げればです。だから、このとおり数字的にはいかないということも十分理解しながらも、これが十分に入れるだけの数があるのであれば、こういうことは1つもない。だれもがみんな入れない、困ったと言うから、困ったの増幅をして将来不安につながっている。

私だってそうです。息子と嫁には言いたいことも半分しか言わない。息子と嫁は、やっぱり人生最期の保険だというふうに覚悟しておりますので、やっぱりそうでなくて数は保証するんだという部分の中で、そしてもしそれがものすごく高くなってしまふ、払い切れないような額になってしまうのだとしたら、明確に1年半なら1年半待ってもらおうということを啓示してやれば、家族で何とか1年でも1年半でも待てば、おれのじいちゃん、ばあちゃんあるいはおれの母さん、父さんは施設で面倒見てくれるんだというところまで行ったら、安心、安全につながるのではないですか、私はそう言っているわけでありませぬ。

だから、その手法のためには、やはり今指定管理者に出すかもしれないけれども、入所判定から何から含めてやっぱり申し込みも含めて一元化というものが、どうしても必要なのではないかと私は思っておりますけれども、その点についてのお考えをまずはお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

前段の関係でございますけれども、過去の施設の動きからいたしますと、100人以上1年間でございますので、介護度4の方については、おおむね1年くらいでは入所できるのではないかとというふうに私も考えています。ただ、これが先ほども申し上げましたとおり、国の方針もございまして、これは申し込みの順番どおり入れるわけではありません。その人の介護度の状況あるいはその人を支える家族介護の状況等、さまざまな点を考慮いたしまして入所決定されるものでありますので、そういった意味では厚生労働省もより重度、よりその家族介護の困難性の高い方から入所すべきだという指針を出しているわけでございますので、そういった意味では必ずどうなるのかということをお聞きすると非常に答弁しにくい点もあるわけですが、数字的に見ますと、そういうことかというふうに思っています。

それから、各市町村ごとでの入所の状況の数字をおっしゃられました。そのとおりでございます。ずっと大分長く何十年も施設を利用されている方もございますし、各市町村ではそれぞれ広域市町村圏組合での事業で建設された施設についてのいわゆる広域の時代での取り決めと言いますか、一応のガイドラインというものがあつたようございまして、それらが今一気に解消されるかと言いますと、現実に

そこで暮らしている方の生活を私どもは守っていかなければならないわけですので、やっぱり多少時間はかかるだろう。ただ、合併した横手市でございますので、確かに私は6月に施設長が最終的に入所決定するという事を申し上げました、それは間違いございません。ただ、合併した横手市において、どういった申し込み状況になっておって、私どもが現実には待っている方についてどういった対応をしていくべきなのかということについては、日々施設長会議で検討しております。したがって、いわゆる平成11年までの福祉事務所長が措置権を行使して入所決定をしていくということが行われておったわけでございますけれども、現在はそういったことは緊急の場合を除けばないわけですが、そういった連絡調整会議で今言ったような問題が緩やかにと言いますか、解消されるようなことで進んでまいりたいというふうに思っています。

以上であります。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時10分といたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時10分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 寿松木 孝 議員

○田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

34番寿松木孝議員。

【34番（寿松木孝議員）登壇】

○34番（寿松木孝議員） 会派あさひの寿松木でございます。昼食後の大変、本来であれば憩いの時間である時間に一般質問ということで、お疲れのこととは思いますが、若干おつき合い願いたいというふうに思います。

質問に先立ちまして、秋田わか杉国体開催まで20日を切りました。昨日も高橋大議員の方からお話がありましたが、開催に向けたこの長い期間の準備に際しましては、市長を先頭に国体準備室の皆さん、また市職員の皆さんのご奮闘に対しましては心から敬意を表すものでございます。準備も整いつつありますが、本番を待つばかりのように見えますこの国体も、各地域の住民サイドにおかれましては、いまだ国体の内容を十分把握できているというふうには言えないというふうにも思います。いま一度啓蒙活動の方をよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

さて、合併してからはや2年を過ぎようとしております。思い起こしますと、けんけんがくがくの議論の中で意見集約が行われた合併協議会、何度も分解しそうになりながら粘り強い議論の結果、現在の礎を築かれたというふうに考えております。合併に対してはなれ親しんだ自治体名がなくなるだとか、

行政が身近でなくなることへの不安だとか、いろいろな意見があったように回想します。その出された意見の根底には、生活環境への激変を避けたい、そんな住民の願いがあったように感じております。事実私の所属しておりました大雄村議会においても、このような議論がありまして、当時の佐々木義広村長は、そのような声にこたえるよう全村の各集落で住民説明会を行い、合併協議会では皆さんの生活が激変しないようなそんな方向で意見集約を進めている。そんな内容をお話ししながら住民に合併の理解を求めていた、そんなふうにも思っております。私は、今回の合併は、そのような状況下の中で行われた合併だった、そういうことを念頭に置きながら通告に従いながら次の質問をしてみたいです。

税には、さまざまな税が存在しておりますが、ある意味、私たち地方自治体と最も密接な関係にあるのが固定資産税ではないかというふうに感じております。それは、その自治体の現状にあわせたそんな中で、地目の決定権、また償却資産への賦課、都市計画税の賦課をすることができる、そんなことから伺えるのではないのでしょうか。

さて、現在、横手市では路線価方式が採用されているわけですが、この路線価に関しましては、バブル崩壊後、首都圏や一部の都市部を除いて毎年下落を続けており、当市におきましても、平成18年度の地価は前年に比べ住宅地では3.8%のマイナス、商業地におきましては6.4%のマイナスとなっております。事実、平成18年度当初予算の説明時には、固定資産税の賦課方式は合併の協定に従い路線価方式としたため減額となったとの説明も受けております。しかし、今年度の予算書を見ますと、固定資産税が現年課税で3,488万2,000円の大幅な増額が見込まれておりました。固定資産税は、土地、家屋償却資産などから税額が算定されるわけですが、地価の下落傾向がとどまらない中での増額というふうになりますと、土地の種目に対しての評価替え、また償却資産等の見直しが行われたものによるというふうに思っております。

そこで、お聞きしたいのは、どの地区でどれくらいの見直しが行われたものか、また今後どのようにして身直しをしていくのか、その方向性についてお聞きしたいというふうに思います。

次に、減価償却の増額となった大きな要因についてであります。私は、旧自治体の中におかれまして、いろいろな施策等により整備されたそんな施設、また減価償却の対象となるようなものも大変多くあったように思っております。現状においてそぐわない場合も当然考えられるわけですが、それらへの対応をどのように行ってきたのか、どういう形で減価償却の見直しが行われたのかについてお聞かせ願います。

次に、都市計画税についてお伺いいたします。

この件につきましても、合併協時には大変多くの意見が出されました。また、各旧議会におかれましても、大きな議論となった、そのように記憶しております。しかし、なぜ廃止されたのか、この部分につきましても、明確な答えが返ってこなかったようにも感じております。これは、私の勉強不足のせいかというふうにも思いますが、今一度なぜ廃止されたのか、またその時点において合併後、新しい都市計画マスタープランが作成後に再度賦課されるような議論があったのかどうか、内容についてお聞きし

たいというように思っております。

現在、横手市におきましては、駅周辺の再開発事業が進捗されております。これらの事業の詳細については、この場で問題にするものではありませんが、これらの事業につきましては、旧横手市内でもそれなりの議論があり、それなりに方向性が示されてきた事業だというふうにも理解しております。その中で、やはり旧横手市民の住民の皆様にも一定の理解は得られているのかというふうにも思われますが、合併後の議員となった自分の立場としては、その詳細ははかりかねているところでございます。

先般、横手駅周辺開発調査特別委員会が行われた場で、駅前再開発準備組合、現在の駅前再開発組合でございますが、その理事の方々と意見交換が行われる場面がありました。その際に、ある理事の方より、私たちは旧横手市時代にずっと都市計画税を納め続けてきたのだと、そのこともぜひ議員の皆さんには理解していただきながら、ぜひこの事業に賛同してほしい、そんな内容の意見が出されております。長きにわたり目的税として都市計画税を納税してきた方の重い言葉ではなかったのか、私はそういうふうにも感じました。

また、一方におきましては、残念ながら私の住まう場所を含め旧郡部の住民の方々には、この事業に対する理解が全くというほど進んでいないように感じられることも事実であります。私自身も地元地域におきましては、いろいろな機会をとらえながら説明をしているところではあります。力不足のゆえに十分理解していただいているとは言いがたいのが現状でございます。その中で、よく議論の中で言われることは、駅前再開発、西口再開発事業、またその中に含まれる灯りロード事業等、駅前周辺の再開発は、旧横手市では都市計画税を活用して進めてきた事業ではなかったのか、そんな話があります。合併後の議員でありますので、私はその部分についてはきっちりとした答えを出すことはできないわけですが、いろいろなそのような状況をかんがみるときには、やはりその地区、その対象となる方々に理解をいただいた上で、都市計画税を活用しながらこの整備事業を進めることが、市民の大多数の理解を得られるためには必要なことではないか、私はそういうふうにも思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わりたいというふうに思います。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お答え申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目の固定資産税についてでございますが、個別のご質問に答える前に前段の予算について一通り申し上げますと、その土地につきましては、基本的に3年に1回の評価替え年度で見直しをするというものであるわけですが、最近では地価公示価格の下落を反映させまして毎年見直しを行っているところであります。平成19年度は、新市全体で平均5.9%ほどの下落となっておりますが、負担調整土地、いわゆる一定の負担水準まで達していない土地の増額分も見込んで2.32%増の16億322万7,000

円を計上しているところがございます。家屋につきましては、平成18年度が評価替え年度であったことから、平成19年度は本来、新增築分等を増額すべきところではありますが、平成18年11月時点での調定額が平成18年度当初予算と比較して約1億2,000万円ほど少なかったことから、その調整分も見込んで3.04%減の20億3,102万2,000円を計上しているところでもあります。

続きまして、償却資産であります。近年の景気動向と経過年数減少を勘案して予算計上するものがありますが、未申告法人企業及び事業所へ申告督促を行った結果、平成18年度当初予算額と比較して14%増の8,000万円アップとなったことから、その調整分を含めて7.24%増の6億1,029万8,000円として計上したところでもあります。これらにより全体では対前年度比0.33%増の42億4,464万7,000円となっているところでもあります。

以上が今年度予算に関してであります。次に通告をいただいております点についてまずお答え申し上げます。

1つ目でございますが、どのような方針で評価替え、土地の地目変更が行われたかについてであります。地目の変更の際には、法務局の登記移動届け、農業委員会による農地転用許可、それに職員による家屋調査の際などにおける現況調査などにより、その都度、移動処理し翌年度に向けて対処しているところでもあります。土地の地目変更に関しては、合併前の個々のずれが生じていたものを合併後、固定資産評価基準に基づき土地の形状、利用状況などを勘案し決定しているところでもあります。また、償却資産も申告されたものについては、適正な課税更正する旨の方向づけを行っているところでもあります。

ご質問の2つ目でございますが、地目変更をどの地域でどの程度の見直しをしたかでございますが、平成18年度の地目変更移動処理件数は606件ほどでございますが、移動処理結果にはさまざまな要因がまじっているため、地域ごと及び税額等については把握できませんでしたのでご了承願いたいと思います。

3つ目に、地目変更に関する今後の見通しでございますが、現在、横手地域が平成9年度から採用しております航空写真をもとにし把握することが有効でございますが、それには多額の予算が見込まれるところでもあります。それまでは、あくまでも税法及び固定資産評価基準などに照らし合わせ、適正、公平な地目認定を行っていく所存でございます。

4つ目に、農業用償却資産についてのお尋ねがございましたが、平成18年度における申告件数1,742件で、このうち課税対象となったものは52件、税額で約130万円でございます。農家であっても法人企業などと同様に申告義務が生じますので、税法及び固定資産評価基準などに照らし合わせ対処していく所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

大きな2つ目の都市計画税についてでございます。合併前に都市計画区域が設定されていた市町村は、旧横手市、旧増田町、旧平鹿町及び旧十文字町でありまして、都市計画税を課税していたのは旧横手市だけだという状況でございます。合併協議における都市計画税の取り扱いについては、横手市では都市計画用途区域でも事業をやらずに税を徴収している場合や用途区域以外にも広く事業を行っている下水道事業に充当している割合も高く不公平を生じているなどの状況説明があり、都市計画事業の内容や

地域住民の負担を考慮した結果、都市計画税は合併時に廃止するものとし、合併後の新たな都市計画の策定と同時に、改めてその課税について検討するとして確認されたものであります。なお、現在、平成21年3月末までの策定を目標に都市計画マスタープランの策定作業を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員。

○34番（寿松木孝議員） まず、1点目の固定資産税についてであります。そのような答弁だろうというふうなこともある程度理解しながら質問したわけですが、私が何を申そうとしているのかと言いますと、その合併協議での合併に至るまでの経緯ということをやはりいま一度考える必要もあったのか。確かに固定資産税の賦課をする基準を大幅に法に照らし合わせて変えることはできないということは理解します。しかしながら、その地目の変更をするそういう部分については、すべてとは言いませんが、そのほとんどはあいまいさのフジャジーさの部分を含めまして市の方に決定権があるわけです。本来、合併というものに対して住民の一番大きい抵抗感は激変をしないでほしい、こういうのが願いだっただけであります。この部分については、多分合併協の会長でありました市長は当然わかっておられたと思えますし、そういう議論はるるされてきたというふうに私は思っております。

しかしながら、地目の変更をこういう形で進めていくということは、ある意味、激変になるわけです、変更された方に関しましては。ですから、絶対に変更するとは言いません。これは現状に合わないのであれば、変更するのものとわれないわけですが、ただし、やはりその激変の緩和ということを含めまして、ある日、突然、1枚の紙平がやってきて、あなたの地目はこういう形ですと、税額はこれくらいになります、異議のある方は申し立ててください。こういうようなやり方が果たして正しいのかどうか、私はそこをお聞きしたいのです。事務手続としてはわかります。

しかし、こういう形の中で合併してきたということを考えたときに、それが果たして市長が普段からいろいろなところで言われる市民と共生だとか、市民にやさしいだとか、そういう部分とどういう形でリンクするのでしょうか、私には理解できないわけです。やはりきちんと説明した中で、住民の方々にもあなたの土地はしかじかこういう形になっておりますので、将来的にこういう形で納税していただかなければいけません。理解を求めた上でするのが当たり前だと思うのです、そういう場合には。もしもどうしてもしなければいけないということであれば、全くその手続が省かれている、私はそういうふうに感じます。これが普段の形の中で合併というものが何もない形の中で、行政の中で動いているのであれば、これは当然のことだというふうにある程度理解もしますが、今回この合併してまだ2年、それだけでなくいろいろな負担がふえていると感じている住民の中に、こういう形のこととどんどん進められていくという形の中で、果たしてこのやり方がいかなものかと、これをお聞きしたいと、固定資産税に関してはそういうふうと考えております。

次に、減価償却に関してであります。減価償却もそのとおり法律に照らし合わせればおっしゃるとお

りでございます。しかし、私が最初に壇上で申し上げましたとおり、この減価償却1つとりましても、いろいろな施策が絡んでいたというふうには私は考えております。それが、例えば農業振興の施策であったり、いろいろな誘致企業なりそういう工業の施策であったり、そういう旧自治体の中である程度、認めてきた部分もあったのではないかと、私はそういうふうには感じております。しかし、新市になったからこれは税法上照らし合わせてこうだから、過去5年にさかのぼって徴収することが、果たして先ほど言った部分とリンクしますが、果たしてそのやり方が住民に理解できるやり方なんでしょうか。大変私は疑問に思うわけです。合併して仮に減価償却がきちんとかけなければいけない、税法上5年にさかのぼることができる、これも理解しております。でも、実際に今合併して枠組みが変わった中で、新たな横手市は私たちにどういうことをしてくれるのだらうと思っている住民の意思を考えたときに、いきなりそれを過去5年にわたって減価償却を払えと言うのですか。こういうやり方があなた方は正しいと思っているやり方なのですか、私はその部分を聞きたい。

以上が2回目の質問です。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 まず、1点目の課税の問題であります、どういう方針で課税しているのかという根本的にはそういう問題かと思えます。これも決まり文句みたいで恐縮なんです、税の場合は市独自の課税の方針というのはちょっと考えられないわけでありまして。究極は税法、評価基準にいかにか正しくのっとって課税を適正に公平に課税するかと、これの一言に尽きるのかと思っております。

それから、償却資産の件についてであります、事業を行うための償却資産は自己申告をすることになってございます。それで、自己申告されていないと見られる事業所の方には、申告して下さるよう督促、お願いを行っております。その際に申告していただいたわけなんです、その申告用紙に例えば取得年月日、6年前に取得した、3年前に取得した、そういう個々の機械が記載されておるわけなんです、これを5年にさかのぼらない、3年しかさかのぼらない、取得年月日が書かれておるにもかかわらず市独自の判断で取得年月日を変更するわけには税法上いきませんので、やはりその取得年月日にさかのぼって課税するというのが税法上の基本となっておりますので、それにさからって課税をしないというわけにはならないということをご理解いただきたいと思います。

ただし、先ほど議員が申されたとおり、その課税の仕方については大変反省せざるを得ない部分があるのかと、今お話を聞いておりました、そう感じております。納税は国民の義務と、そういうふうに言われておるわけなんです、私どもにとっては納めていただくと、そういう立場に立って懇切丁寧に説明しご理解をいただきながら納税していただくと、これの基本にいま一度振り返って今後進めていきたいと、そのように思っているところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員。

○34番（寿松木孝議員） 繰り返しになりますが、先ほどの件はある意味織り込み済みであります。と

いうのは、税法上読みますと5年間とそれは私も理解しております。その中で先ほど言いたかったのは、要するにあなたのはいついつ買っているから5年前にさかのぼってもらわなければいけない。例えば申告してもらうときに、そういう部分のやつも含めたその相談をやはりきちんとするべきだろうと、過去5年にさかのぼってこれくらいあったからいついつまで振り込んでくださいと、これができなければ差し押さえもやむを得ませんよと、そういう文書が行くようでは、これは不信感以外の何ものも生まないのではないかと、私はそういうふうに思っております。

また、もう1点、この固定資産税の中で私は将来的にと言いますか、近々に大変大きい問題が発生するだろうというふうに思っていることが1点あります。それは、農業政策にかかわっているわけですが、減反政策であります。100%の土地に作付をすれば課税するのは当然でありますし、納税していただくことも当然であります。しかし、今協力を求めるという形ではありますが、33%の土地が現実的に植えることができないという方がいっぱいいるわけです。もちろん転作等で別のことをやられてそれで収益を上げている方に関しては、これはこれでそれなりの理解はするわけですが、もしもその転作もできなくてその耕作をある程度放棄しているという方がいた場合、この部分に固定資産税をかけるんですか、こういう話なのです。国土ですからかけざるを得ないというのはわからないわけではありませんが、その仕組みの中でこういうのも一端には不合理が発生しているということでもあります。

先ほど財務部長が、国の税法上だからという話をされました。十分理解しております。しかし、私が最初にお話し申し上げたと思うのですが、言わせていただいた中で、やはり先ほども少しお話ししました地目の決定権、そういうものは地目台帳の部分については、確かに言われたとおりそれは台帳のとおりでございます。しかし、現場の課税するということに関しましては、またそれは違う話であります。これは市の方で決定権を持っており、間違いなく持っております。ですから、旧自治体の中でいろいろ合わない形の課税がされてきたんです。違って当然だったんです。それには施策が入っていたからなのです、私はそう思っているのです。ですが、今合併したからすぐイコールだと、そういう施策は一切関係ないんだよ、こういう形の議論では、なかなか住民の方々には激変としか映らないのではないかと。やはり一体感を持った施策の中でこういう形にしていかなければいけないんだという大前提があって、やはりそういう見直し等が進んでいくべきでだろうと、そういう調整というのは一体どこでされているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 そういう地目の認定について、各自治体で施策としてやってこられた自治体があるとは私は認識しておりません。ただ、例えば例を挙げて恐縮なのですが、雑種地という地目がございます。これにつきましては、雑種地の取り扱いにつきましては、課税上では2種類あります。宅地比準雑種地にするのか、その他の雑種地にするのか、この2種類しかございません。その取り扱いによりまして、税額がかなり違うこととなります。ただ、それにつきましても一担当、一固定資産税課独自でこれはこうだと振り分けるようにはなっておりません。ある程度と言うか評価基準によりまして、こう

いう場合は宅地並みの雑種地、こういう場合はその他の雑種地という指針がございまして、例えば宅地比準の雑種地の取り扱いについては、一例を申し上げますと、家屋が連担地にある更地あるいは駐車場、資材置き場と、そのような場合は宅地に比準した雑種地扱いで課税しなさいと、そういうふうにはっきり決められてございます。その他の雑種地の場合は、例えば鉄塔の下だとか高圧線の下だとか用途が制限されるような土地あるいは集落から離れた山間部にある資材置き場とか、そういう場合はその他の雑種地扱いにしろと、そういうふうには指針が決められてございます。そのいわゆるどっちにとればいいのかという場合に、その一担当者の判断で行き違いがある町村があったのかと、そのような場合は考えられますが、それ以外にある自治体の施策でもってこの雑種地はその他の雑種地扱いにすると、そのようなことがあるとは私は今まで感じたことはございませんでした。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員。

○34番(寿松木孝議員) その部分はわからないということでありまして、後で議場でこの場でお話しすると非常に問題がある場合もありますので、後で個別にお話ししたいというふうに思います。

それとあわせもちまして、やはり例えば今言われたその雑種地一つの取り扱いにしても、私の観点からしますと、例えば市街地のある程度、新興住宅街で、これからどんどん家が建っていく、ちょっとでも空き地があれば家が建っていく、こういうところと例えば農村部にずっとおいていってしましまして、家がどんどん歯抜けになっていっている。この中でやはり路線に面した中で非常に便のいい土地だと、周りにも宅地がいっぱいあるんだと、家もいっぱい建っている。こういうものにどういう形で対処していくんですかということなんです。やっぱり現状に合わせた形のものの考え方は必要ではないか。わかりますよ、通り一編等に言えば、それはそれでやり方としては書き物に書いておられるから、通り一編等でわかります。

しかし、これからそういう問題はどんどん起きてくるわけです。人口も減少していく、集落の中においても歯抜けがどんどん進んでいく。目に見えているわけです、あしたに抱えた問題です。こういうものに対して、やはりこれからどうしていくんだ。また、先ほど財務部長も言いましたが、ある一定の基準は自分たちの中で設けているんだとおっしゃいました。しかしながら、残念ながらその基準というのは我々は多分だれ一人知らない。やはりそうだと思うのです。ここをこういう形で課税するんだ、そういうことをやはりある程度わかっていないと、何でされたのか、そういう部分も当然出てくると思うんです。やはりそれは口で説明して理解することも必要でしょう。でも、ある一定の公平さを保つということであれば、やはりそういう部分の情報もこういう形なんですということはきちんと明示すべきであろう、私はそう思います。また、先ほど若干、私の後段の話が長くなったので答弁が漏れておりましたが、申し上げたその農地に対する考え方、そういう部分についても答弁をよろしく願います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 雑種地について一定の基準を持っていると議員の方が私が言ったように言われましたが、市側として持っているのではなくて国の団体でこういう場合はこうですというそういう指針があると、そういうことを申し上げたわけでございます。それで、雑種地等地目変換のとらえ方につきましては、先ほど申し上げましたが、何よりもその土地が雑種地を含めてほかの地目もそうなんですが、どのような使われ方、使用状況であるのかと、それが大前提でございます。そして、例えば資材置場でしたならば、その場合は宅地並み雑種地になるのか、その他雑種地になるのかというのは、周囲の状況、家並み等を考慮して市側で判断すると、そういうことになります。その市側の判断で各自治体でちょっとのずれは生ずる場合も当然考えられるのかと、そのように思います。

それから、減反の問題ですが、固定資産税につきましては、土地の収益がどうのこうのと言う観点には立ってございません。ただ、収益がその評価額に反映されると、そういうことは当然あり得るわけなんです。面積が減ったから資産税が農地にかかわる固定資産税が違くと、そういう今のシステムになってはございません。この問題につきましては、一横手市の問題でなく全国的な問題なのかと、そのように思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員。

○34番(寿松木孝議員) ですから、この件は幾ら話しても多分平行線だろうというふうに思いながらしゃべっているわけですが、一横手市の問題でないことは十分理解しております。しかし、住民にとっては一横手市の問題なのです。自分の住んでいるところの問題なのです。国全体の問題だから関係ないだろうと、そういうような形では動かないわけです。住民にとっては横手市にしかすがるところがないわけです。ですから、私は公務員の皆さんに地方自治体に所属する地方公務員の皆さんにお願いなんです。国の施策もわかります。国の基準に遵守することも十分わかります。しかし、皆さんは地域住民の事務を請け負いながら、ある意味、地域住民を代表して事務事業をされているわけです。住民のことをやはり起点にしながら物事を考えていただきたい、私はそういう考え方なんです。国家公務員が国の部分で一生懸命に頑張るのはわかります。そことぶつかるのは地方公務員ではないですか、我々議員ではないですか。地域住民のことを考えて頑張るわけですから、私はそのことを強く申し上げたいというふうに思います。

また、固定資産税だけにお話ししていますと時間がなくなりますので、都市計画税の方に移りたいというふうに思います。先ほど来、都市計画税のお話しがあってマスタープランができた後には相談しながら云々という市長の答弁がありました。そのとおりでもありましょう。しかし、近隣の由利本荘市、この近辺では由利本荘市だけありますが、合併してああいう形で合併した中では都市計画税をきちんと賦課しております。それがいいとか悪いとかという議論ではなくて、私は先ほど来申し上げました駅前再開発を含めまして、やはり旧自治体がくっついたわけですから、ばらばらの施策の中でくっついたわけですから、理解できない部分が当然いっぱい出てくるのは当たり前だというふうに思います。少

なくともこの議場にいる皆さんに関しましては、その駅前の再開発事業の意味合いだとか内容だとか、そこいら辺はある程度皆さん理解していますし、ある意味そういう方向だろうな、ですから予算もついているし動いている。これは理解しているわけです。しかし、住民まで話を戻しますとなかなかその理解が進まない。現実問題進まない。不公平感を持って見ているから余計だとは思いますが、ですから、私は思い切って早くそういう決断をした中で、今賦課していないのはこういう理由なんだと、将来的にはこうなっていくんだ。だから、この部分の事業も当然のごとく市としてやっていかなければいけないんだと、こういう説明をアナウンスメントする必要があるのではないかと。どんどん乖離していってしまうと思うんです。住民が全くと言っていいほど理解していない事業を当然、議会を含めながらやっていかなければいけない事業だというだけでどんどん敬遠していくと、住民との乖離がどんどん広がってしまう。こういうことを考えたときには、やはりきちんとしたそういうアナウンスメントが必要ではないかというふうに思いますが、この件に関して答弁をお願いします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員は一貫して合併時のいきさつからスタートして、望んだ合併であるか否かを別にいたしまして、そのことによって大きくさま変わりする生活環境、経済的な環境をどのように合併新市が取り組むか、そこに力点を置いた一貫した質問であるというふうに思っております。それについてはまことによくわかる話でありますし、私自身も民意を基点というふうなスローガンを掲げながら仕事をしている立場からすれば、十分理解できる話だというふうに整理をしているところでございます。固定資産税につきましては、前段財務部長が答弁申し上げたことに至らなかった点も含めてご理解をいただけているところなのかと、これからも十分な留意をしながらも、しかし法律にのっとりた仕事の仕方は曲げられない。その辺の綱渡りと申しますか苦勞をしながら進めていくことをまずお約束申し上げたいと思っておりますが、都市計画税につきましても先ほどご説明申し上げたような経緯で合併協議会の中で理解を得たということでの都市計画税の納税をしないということの結論でありました。私どもは、それを今のところ忠実に守っているというところでございます。

ただ、ご指摘のように、横手駅前の再開発事業が10万市民の皆さんの理解をどれくらい全市的な意味でとらえていただけているかということについては、それはなかなか従前の理解に及んでいるというようにはなかなか申せないのかというふうに思います。私ども一義的には議員の皆さんにその必要性をご説明申し上げて、そこでの理解が大前提でありますから、住民の皆さんに対するアナウンスメントはもちろん大事でありますけれども、第一義的には議員の皆さんということで一定のご理解をいただきながら予算もつけていただきながら進めているところでございます。ただ、最終的な場面においては、この駅前の再開発に限ったことではありませんけれども、全体的な事業がよかったかどうかというのは、やはり市民の話題に最終的に上るわけでございます。それは、また目に見える話でもあるわけでありまして、そういうアナウンスメント、理解を得る努力というのはやはり私どももうちょっとしていかなければいけないのか。確かに再開発事業は、再開発の組合をつくってやるという組合施行でありますので、行

政が直接やる仕事と違ってちょっとわかりづらい、説明しづらい部分もありまして、これがちょっとネックかなというところもございます。税との絡みだけではなくてその事業の全体的な必要性だとか展望だとかも含めて、当然、税との問題は絡むわけでございますので、その辺の説明は冒頭申し上げたとおり、都市マスタープランとのかかわりもありますので、一概にはなかなか一義的にぱっと言える話ではないのでありますけれども、その辺のアナウスマントはこれからし続けると、いろいろな機会にし続ける手法もそうでありますけれども、さまざまな媒体を使ってし続けることをお約束申し上げたいというふうに思います。その中で今まで以上のご理解を得てまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員。

○34番（寿松木孝議員） アナウスマントをしていただいただけると、住民の理解を求める努力をしていただけると、この部分については大変ありがたい話ですし、やっぱりそういうのは当然必要なことではないか、私は常々思っておりましたので、ぜひ頑張っていただきたい、こういうふうに思っております。その中で、やはり先ほど市長の答弁の中にありました、一くくりにして駅前周辺の再開発事業です、私が言っているのは、市長は、駅前再開発事業のみのお話だったかというふうに思いますが、あの計画の中にあります灯りロード事業だとか、そういうもろもろの事業を細かな事業を精査していきますと、やはり旧横手市時代に都市計画税の中で行われてきた事業とリンクするような形のものも見受けられますし、やはりそういう形の事業ではないかというふうに見える部分もあるわけです。私の目から見ますと、全く同じではないよということだとは思いますが、意義、その方向性を見たときに何ら変わりがないように見えてしまう。

そんな中で、やはりきちんとしたその今までやってきたことへの都市計画税をいただいてきたことへの事業のもちろん、それは旧横手市議会の中でいろいろな精査もされてきたでしょうし、そういう結果も踏まえた中で今回のやり方になっているとは思いますが、やはりその部分は我々も勉強不足だと言えばそれまで何ですが、なかなか理解していない。そして、逆に言えば理解していない議員の方がはるかに多い。そういう中での議会だということも十分ご承知置き願いたいというふうに思います。どこまでも都市計画税を今すぐ賦課しろとか、私はそういうことを言いたいものではありません。ですから、それも1つの手法であります。要するに住民に理解してもらうための1つの手法として、やはり議論としてその根底にはそういうことがあるんだよと。また、一方では一番最初に言ったと思いますが、駅前の再開発事業準備組合の理事の方でしたが、言われた言葉というのもそのとおりだと思うんです。賦課されて自分で納税してきた方々にしてみると、我々だってこれだけ納税してきたのだから、やっぱりこれくらいのことだけはやってもらわなければいけない。こういうことがあったんではないか、積み残しがあつたんではないか、その部分の精査もきちんとできているのか、そういう部分も含めまして、いま一度お聞きしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 横手のその再開発組合の理事の方がおっしゃったという話を今伺いまして、納税されていた方でも、その都市計画税についての逆に理解が十分でなかったのかという感じもいたします。都市計画税は目的税でありまして、その都市施設の整備に充てるということになっています。例えば、スポット的にどこかの地域の個々に充てるということではなくて、その市の都市施設の整備に満遍なく充てるというふうになっていまして、合併協議会のとときの記憶を戻しますと、その平成14年度の事業内容だったと思いますが、都市計画税を課税しているのは横手市の都市計画地域の中のさらに用途地域、色塗りされている一部からであります。そこから集めた税をどのように使っているかと言いますと、都市施設でありますので、基本的にまず都市計画区域内の道路の整備、それから公園の整備あるいは下水道の整備などに使われておりまして、特にその年の充当率は下水道が50%を超えておりました。下水道をどういうところに整備しているかと言いますと、その色塗りしている地域にだけ整備しているのではなくて、市全体でまずやっているわけです。実は、その課税する部分とそれから使う部分が必ずしも一緒でないというのが都市計画税の何と言いますか欠点と言えば欠点でして、例えば秋田市なんかは都市計画税でそういう整備の仕方をする手法は平等ではないということで、固定資産税税率1.4%を0.1%上げて1.5%でやって、その部分を全体的なそういうものに充てるというふうな方法、全国的には今、都市計画税よりもそちらの方に税の公平性の面からなかなか難しいところがあるというので、そういうふうな流れに技術的にはなっています。

ただ、議員のおっしゃったとおり、その税の中身がどうだかということよりも、実際に投資して整備されているところがどういうところ、それからないところもある。そういう中では、やっぱり都市計画税の本来のその姿は別にしまして、なかなか説明をしっかりとできないと理解が得られない。あそこだけ投資している、やっぱりそういう議論にならざるを得ないのかというふうに思います。今後は、その合併協議のときにはそういう内容を説明しながら廃止についてご理解いただきましたけれども、その廃止の内容についてさらに住民の皆さんに説明するというところよりも、やっぱりなぜ今投資が必要なのかということを中心にして、満遍なく広い地域の住民の皆さんからご理解を得られるように一生懸命努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇ 木 村 清 貴 議員

○田中敏雄 議長 3番木村清貴議員に発言を許可いたします。

3番木村清貴議員。

【3番（木村清貴議員）登壇】

○3番（木村清貴議員） 一般質問も8人目となりまして、ここまでまいりますと私の質問はかなりの方と重複するかと思いますが、通告制ですので、お許しいただきたいと思います。

3月議会で限界集落について一般質問させていただきました。当市の急激に進んでいる高齢化率については、一般市民からもさまざまな大きな反響があり、調査した私自身驚いた次第ですが、当局におい

ては、その資料は単に高齢者対策のみならずこれからのどういうまちづくりを進めるかという点からも参考にしていただければ幸いです。

さて、その後、ことしの7月27日、国土交通省、総務省、農水省の3省は、人口減少や高齢化で存続が危ぶまれる過疎地の集落を維持する方策を探るため、都市住民や企業、NPOなどと協力して、地域を支援するプロジェクトに乗り出すことを決定しております。これは、実際に小規模集落で山林の管理や高齢者の足を確保する施策を一定期間施行し、効果や課題を調べるほか全国各地で集落の実態調査も進めるもので、3省と地方自治体が連携する大がかりな初の取り組みとなります。やっとな国もこの問題に本腰を入れて対策に動き出すものかとかすかに期待を寄せております。

ところで、その7月末の参議院議員選挙では、地方の声は大嵐となって吹き荒れました。私は、政治評論家ではありませんので、この結果を論ずるものではありませんが、年金問題、閣僚の失言問題などあったにせよ、根本の問題は小泉改革以降、大きくなるばかりの地方と都市の格差に地方がいかにも不満を募らせているか。また、作家で元経済企画庁長官の堺屋太一氏が、安倍首相をして市政の民の暮らしを知らぬベルサイユ宮殿に死するルイ16世とやゆするほど、政治が国民生活の実態から乖離してしまった結果ではないかと思っております。国の800兆円を超える負債のしわ寄せは、国民が望みもしていない市町村合併をし、あげく地方議員の激減による与党自民党の惨敗、私は、小泉元総理が自民党をぶっ壊すと言ったとき、本当にできるんだろうかとやや懐疑的でありましたが、今はなるほどこういう壊し方もあるのだとつくづく関心しております。

さて、本題です。その郡市一体となった市町村合併からやがて2年がたとうとしております。今、私が全市を回っていて一番多く言われる言葉は、合併しても何もいいことないね、吸収合併だったね、この2つに集約されます。過去にこだわり自立した方がよかったと言うような話からは、あすにつながるものは何も生まれてこないと思っております。そして、無論、我々は自立した道と合併して現在の道を同時に歩いているわけではないし、そんなことは不可能だから比較のしようもない、そういう反論があることも承知しています。しかしながら、我々は特に市長は、こういう市民の声を警戒しなければいけない。深刻に受けとめなければいけないと思えます。こういう言葉がなぜ出てくるのか、原因は何なのか、そういう視点で質問させていただきます。

まず、2年という任期の間近い地域局区長制度に賛否両論あるようですが、私はそれよりも平成21年度末で終了することが決まっているこの区長制度、地域自治区制度のその後の体制をどうするのかということは今から議論しておく必要があると考えます。と同時に、本庁地域局の関係、地域局の機能権限をどうしていこうと考えているのか。それに伴う山内、十文字、平鹿、雄物川などの老朽化の著しい地域局庁舎改築問題はどうか考えているのか。きのうも議論がありました分庁方式をどうするつもりなのか。これを示さず本庁舎建設検討委員会が進められるのは、いささか本末転倒ではないかと思えます。この点を明らかにしていただきたい。

次に、関連いたしますが、先ほど申し上げたように、市民は合併効果というものに疑問を感じており

ます。もしくは市民感情としてその効果の享受を実感できていないと思います。これは時期も折悪く、国の地方への税源移譲によることしの住民税の大幅改定、そして定率減税の廃止などが、合併と悪いイメージで重なり、さらに国保税は毎年上げざるを得ないという状態、これから出てくるとは思います水道料金も上がる。すべての作業が停滞下降している中でこの負担増、重税感の割には身近によくなったと感じるものがないということでしょう。むしろ施設の使用料、公用バスの使用基準、道路維持など窮屈になったと感じている市民の方が圧倒的に多い、市長はこういう声をどのように受けとめ、どのようにこれから合併効果を示していくつもりなのかを伺います。合併して2年、市長の選挙公約マニフェスト実現の中間総括も含めて伺います。

以上、私からは大きく2点質問いたします。ありがとうございます。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の地域局機能についてのご質問でございます。ご指摘のとおり、ご指摘というよりもご指摘いただいたわけでありまして、平成21年度末までの設置を決めているのが地域自治区の制度でございます。その後の継続して設置するかどうかにつきましては、市民の皆様や議会の皆様とこの自治区のあり方についてご意見をちょうだいしながら検討していく大変大事なことだというふうにご考えているところでございます。これを踏まえまして、本庁地域局の機能をどうとらえるかと、どう考えるかということでありまして、地域局の設置につきましては、合併協議の中で住民サービスが低下しないよう配慮するとの大原則により設置いたしましたところであります。したがって、地域局の基本的な機能としては、市民の日常生活に密着した行政サービスの提供や市政全般にわたる市民の相談窓口としての機能を持たせてあるわけでありまして、また、元気の出る地域づくり事業などを活用し、地域の特性を生かした地域の活性化への取り組みを重要な機能として位置づけておるわけでありまして。

なお、行財政改革大綱においては、組織機構の見直しを行財政改革の重点事項として位置づけておられて、今後、職員数が減少することを前提としながら組織機構の見直しを行うとともに、さきに設置いたしました新庁舎を考える市民会議においても、庁舎建設の是非に限ることなく組織、機構全体についても広範な議論を進める中で、庁舎のあり方について広くご意見をいただきたいと考えているところでございます。このように組織、機能について逐次見直しを行いながら、より効率的、機能的な本庁地域局機能の検討を重ね、その機能を必要に応じて当然、地域局庁舎の改築問題についても検討を行う必要があると考えておるところでございます。

大きな2つ目の合併効果についてであります。合併協議会以前より合併によりすぐ市民の暮らしや市の行財政がよくなるものではなく、可能な限り現状を維持しながら行財政改革などを推し進め、昨今の厳しい経済情勢の中で何十年と続く自治体運営を図っていく必要があるという説明をしております。また、合併の効果に疑問を感じる声は私も耳にすることがございますが、その際には合併の効果はすぐ

にあらわれるものではなく、10年、何十年と歳月を要してあらわれてくるものと考えている旨、申し上げご理解を賜っているところであります。具体的な合併の効果としては、例えば勤務地近くの地域局で身近な行政サービスを受けることができたり、他地域の公共施設を利用することができるようになったことなどがございます。主に市民の皆さんが合併の効果というものを肌でどう感じているのか、ハードやソフト事業など各種事業量の増加によるものなのか、人それぞれ感じ方に違いがあると思いますが、いずれにしても市民の皆さんがここに住んでいてよかったと思う横手市になったとき、合併の効果を感じるようになるものだというふうに思います。この地域を住んでいてよかったと思う横手市にしていくことは、行政の力だけでは何としても難しい課題であり、市民の協力が必要であると思っております。合併は既になされたわけですから、それがプラスに作用するよう、横手の8つの地域自治区が連携を図りながら協働の考えのもと、市民、事業所、企業などと行政が力を合わせてよりよい地域にしていかなければならないと思います。そのためにも早期の横手市の一体感の醸成がなされるような市民参加を期待しておりますし、私どもも努力していく所存であります。

この項の2つ目に選挙公約、マニフェストについての中間総括というふうなお尋ねがございました。昨日も答弁を申し上げた部分と重なるわけでありますけれども、なかなか大きな世帯でございまして、思ったとおりに行っているとは必ずしも申せない状況がございます。ただ、公約だとかマニフェストとして挙げた50項目につきましては、現在、実施着手しているものあるいは確実に着手できる状況と判断しているものが36項目ございますので、約7割が達成しつつあるというふうには思っているところでございます。

しかし、冒頭議員が申されました限界集落等々の問題も含めあるいは経済を含む全般的な国における格差、国内における格差あるいは地域の中における格差、そういう市民の方々が持つ閉塞感というものに対して有効な手だてを講じることができないでいると、これについては率直に認めざるを得ないところでございます。これを一気に解決する手だてというのが簡単に見つからないわけでありますけれども、何にも増して昨日も申し上げましたけれども、地域に雇用の場あるいは作業の振興にかかわる場が、やはりどうしても喫緊の課題としてあるいは未来永劫の課題としても必要なかと思っている次第でございまして、その部分については選挙公約マニフェストの項目の幾つかになっているわけでありますけれども、極めて重要な1つの項目で10にも20にももしかしたら値するような重い項目なのかというふうに思っている次第でございます。これに全力を傾けてまいりたいと、そのように思って総括とさせていただきます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 3番木村清貴議員。

○3番（木村清貴議員） その最初の質問の方ですけれども、私の聞きようが悪いのかちょっと理解しにくかったのですが、私の言っているのは、地域局の形をどこまで機能を持たせるのか、それによってもう1つは、きのうも分庁方式を平成21年度中に方向性を示したいという答弁があったようですけれども、

その分庁方式をどうするのか、それから地域局の機能をどこまで持たせるのか、それによって老朽化した庁舎の建物の規模が変わると思うのです。地域局の建てる規模が、それによって本庁舎の規模も建てるのか建てないのか、もちろんそこから議論でしょうけれども、建てるとすればその規模も変わる、そういう意味の質問ですので、その辺をもう1回伺いたいと思います。

それから、地域における格差という部分、今、後段の方で市長みずからおっしゃったので、先に言われてしまうと非常に質問しにくいんですけども、非常にここに7月の末に大森地域局でやられたアンケート、これは結果を読まれましたか。

【発言する者あり】

○3番（木村清貴議員） まだ。元気の出る地域づくりのためのアンケート調査というのを大森地域局で1,000世帯に配布してアンケートを、この後の方に自由に感想を書いてくださいというこの部分が、非常にちょっと相当数があるんですが、二、三ちょっと紹介します。非常に我々にとっても辛らつな意見も相当書かれていますので、「市の発展は各地域の躍動があってこそ成り立つ、今の地域局は最低限の行政サービス予算もなく、さらに人員を減らす様相で活気ある地域づくりなど望めない状態、手足がやせ細り胴体だけが太るメタボリック状態である。地域局にもっと予算配分をし、地域みずからが地域のことを考えるシステムが必要である」。「本庁の充実よりも地域局を充実してほしい、分庁方式ではなく総合支所方式にしてもらいたい」。「合併して2年近くになりますが、人々から合併してよかったという言葉が1つも聞こえてきません。旧横手市だけが潤っているとの声が聞こえてきます。税、その他の負担増が余りに早くなっている気がします。合併してよかったという何かをしてもらいたい」。

二、三こう今紹介しましたがけれども、非常に厳しい意見、これが私が心配しているのは、これは恐らく今回は大森地域局ですけども、どこの地域でアンケートをとっても、今は同じような結果が出るのではないかと。そういう意味で、非常にやっぱり先ほど寿松木議員の質問の中で相当の答弁をいただきましたけれども、やっぱり市民の目線から見ると、横手駅周辺にやはり少し集中し過ぎて郡部に余りないという市民感情としてそういう印象ではないかと、その辺を一生懸命にアナウンスメントをするという答弁が先ほどありましたけれども、私からももう1度伺いたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の地域局の機能、それと当然連動するわけでありましてけれども、地域局庁舎をどのようなハード面における規模を想定するかということでありましてけれども、先ほど答弁申し上げたところでありますけれども、市民の皆様の日常生活に密着したサービスの提供は、やっぱり地域局であろうと、あり続けなければならないと思っております。それから市政全般、日常的ではないけれども市政全般にわたる相談窓口でなければならないと、そのように思っております。そういう機能は、私の考える範囲では未来永劫続かなければいけないだろうというふうに思います。それに見合った人員の体制、組織の体制はどうかという議論をこれからしなければいけないだろうと思っております。

それから、どんな道具を使うことによって、それが効率的、効果的にできるかという検討もしなければいけない。あわせて職員が地域局庁舎に移転を担う行政サービスは、今現在しているわけでありましてこれからもあるわけでありましたが、未来永劫職員でなければならないかという議論もしなければいけないと思っております。我々にとっては、行政コストの削減というのは永遠の課題であります。そういう削減することによって、それが住民サービスに具体的な予算として回らなければいけないというふうに思っておりますので、いわゆる官が担ってきた、市が担ってきた公的な部分、官だけでやれるのかという議論は、やはり検討しなければいけないだろうというふうに思っております。それは、これも先ほど答弁で申し上げましたとおり、職員の数は減らしてまいります。当然、地域局も本庁も減ります。そのときに仕事はどうやって処理するのだと、住民サービスはどうやって継続するんだということは、言われるまでもなく我々にとっても最大の課題であるわけでありまして。これは、まさにその方向以外活路はないと私は思っておりますので、それに向けて検討を重ねていきたいというふうに思います。しかしながら、地域局は存続しなければならないし、そのための庁舎機能は一定の規模は必ず必要だというふうに思っている次第であります。

大森地域局でとったアンケートをご紹介いただきましたけれども、いずれも聞いていまして、そういうとらえ方をされている向きが少なくないということを改めて感じた次第でございます。しかし、中には我々の説明不足だとか合併新市のあり方についての我々の説明不足だとか、そういう意味では理解をいただけてない誤解に基づく部分も含まれているということも率直に思った次第でございます。まだまだ2年目でございますので、3年目に入らんとするときでありますので、10万の市民の意識を10万市民の皆さんはどれだけお持ちかと言うと、これはまだまだではないかと、やはり生まれ育ってきたプロセスが旧市町村の感覚でありますので、これはやむを得ないことかと思っておりますが、そういう意味での一体感のまだまだ醸成できてない段階では、そういう誤解もまだ生じるのかと、これは私どもの説明だとかいうことの不足に期するしかない世界でございますので、先ほどの寿松木議員の質問に答えたとおりであります。アナウンスメントを続けていくしかないのかというふうに思っている次第でございます。

また、それは2つ目の質問として横手駅前での再開発に象徴されるような事業の地域的な偏りというようにとらえられることについても、やはり同じではないかと思っております。駅前再開発事業もいろいろたくさんある、10カ年計画で立てているたくさんある事業の一つでございます。確かにタイミングとして今のタイミングでござらんになれば、そしてその事業規模の大きさからしてどうしても偏りがあるというように見られがちではありますが、しかし、10年というスパンの中で見ていただく中ではご理解いただける部分があるのではないかと、それは旧横手だけの話ではないということも含めてであります。そういう意味でのやはり私どもの説明も足りないこと、そのことによる理解が浸透し切れてないということの理由なのかというふうに思う次第でございます。全く同じ答えになりますが、引き続きさまざまな機会をとらえて媒体を使いまして説明申し上げ、理解を深めていきたいというふうに思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 3番木村清貴議員。

○3番(木村清貴議員) 市長、私は去年の9月だったでしょうか、増田の戸波の水道の話をしたときに、市長の最後の答弁が、その地域にそれだけの予算をつぎ込むことに全市のコンセンサスが得られるかどうかという最後の答弁が確かそうだったと思うのです。そのときは、この議会は質問が3回までという制限がありましたので、私はその後、お話しができなかったんですけども、今例えば、この間いただいた市の財政計画のこの普通建設事業の中で、やはり10年間で695億9,500万円という数字、このうちのやはり駅周辺だけで143億円、2割超しているわけです。やっぱりそういうふうにと考えると、今私は旧横手市の議会の決定を尊重したいと思っていますので、私は反対するわけではないんですけども、やはりこういうふうに見ると、やっぱり我々こう旧郡部の人間にとっては、それだけの金をつぎ込んであそこをそういうふうにして、果たしてにぎわいが取り戻せるのだろうかというのを心配はしているのです。それは、寿松木議員も去年の多分3月だったと思うんですけども、1日に駅を利用する方が1,860人、そういう中で本当に駅も新しくして、駅前再開発して、そこに本当ににぎわいが取り戻せるのだろうかという不安は抱えているんです。不安は抱えていますが、やはり行政の基本は私は継続だと思っていますので、旧議会の決定は尊重したいと思っています。

私が言いたいのは、それは反対しないんですけども、郡部にも少し光を当てるべきではないかという話、この市民がなぜこういうふうにいるかと言うと、今非常にやはりほんのちょっとしたことだと思うんです。道路の補修がままならない、市道脇の草も刈れない、そういうちょっとしたことの軌道力と言うんですか、そういう部分がやはり地域局に欠けているのではないかと、それはなぜか。やはり地域局に自由になるお金がないというところが、非常に何でも道路補修でも一々、きょうの朝も会議前にこの間の雨で水があふれたところの側溝が改良できない、来年は何とかする。その来年は何とかするというのは、本庁に上げていって予算がつかないといけないという今のシステムです。今困っているのにそうやって永遠と待たなくてはいけない。ですから、この地方分権の時代にこの横手市役所だけが極端に中央集権ではないか、そういうふう感じてしょうがないのです。

ですから、来年度予算に向けて私が一番お願いしたいのは、各地域局に1億くらいずつ自由になるお金があれば、相当住民は地域局も即座に対応できる、そういう不満が解消されていくんじゃないか、その地域局予算の拡大というのを一番お願いしたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 さまざまな権限の集中と分散というのは、多分永遠の課題だというふうになっている次第でございます。今、議員は横手市が一番中央集権が進んでいるというふうにご指摘ございましたけれども、何と比較してそういう指摘をされたかはわかりませんが、今のというよりも私どもが目指す市の方向づけとしては、効率的、効果的な行政サービスを展開するためには、どうしてもそういうふうに権限の一元化、予算の一元コントロールというのは必要であります。これは、避けて通れないそういう状況にあるというふうに私は思っております。ただし、そうではあるけれども、冒頭申し上げたとお

り、地域局を機能として単なる支所ではなくて、支所、出張所ではなくて置き続けようというのは、そこにはその地域における一定の日常の事務事業が発生することも想定しているわけであります。今現在、ご指摘のように自由になる予算何というの置ける状況にはないわけでありますので置いておりませんが、しかし、集中と分散と申し上げましたけれども、これはやはり永遠に必要なことであり永遠に難しい課題だと思っています。ゼロであってはいけない、100対ゼロであってはいけない、50対50はあり得ない、そういう世界ではないかと思えます。

そういうことの取り組みの中で、平成19年度当初に1億円の予算でもって地域局提案枠を設けたり、地区会議にささやかではありますけれども、ソフト、ハードの予算を盛ったりだとか、やらせていただいています。これは部分的には道路整備に使われている部分もちろんあるわけでありますけれども、そういう予算の組み方の工夫をする中で、効率だけでとらえ切れない地域の実情、要望にこたえられる、そういう弾力的な予算編成というものは、これからもやっぱり工夫しなければいけないだろうと思っております。平成19年度はまだ半分しかたっておりませんので総括する段階ではないんでありますが、既に平成20年度当初予算の編成も内部的にはスタートいたしましたので、この中で中間の総括を至急いただきながら、今ご指摘のあったようなことも含めて各地域局に1億円ずつはなかなか難しいと思えますが、相当な弾力的な運営というものも、何遍も申し上げます集中と分散ということのあったことは頭に置きながら取り組んでいかなければならないだろうというふうに思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 3番木村清貴議員。

○3番（木村清貴議員） 済みません、ちょっと1億円というのは吹っかけてしまいましたので、ただやはりどうしても私が言っているのは、使い切り予算というような大昔のそういう話ではなくて、非常に弾力的に使える部分が非常に地域局にない。多分、地域維持課が一番非常に苦しんでいるんじゃないかというその部分、それからもっと言いますと、やはり今の区長制度もそうですけれども、権限、裁量権というのが非常に少ないと思うんです。裁量権が少ないから、やはり区長制度に批判が出てしまう。もうちょっと裁量権と予算を地域局に何とかお願いしたい、そういうことで終わります。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明12日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時39分 散 会

